別 紙　保護者向け文書

保護者の皆様

一時帰国にともなう児童生徒の体験入学について

市川市教育委員会　義務教育課

市川市では海外に在住し、海外の学校に通う就学年齢の児童生徒の一時帰国者が、日本の小中学校での生活を体験したいという要望に応じるため、可能な限り体験入学を受け入れております。お子様につきましては、すでに居住先で学習の機会は確保されていることと思いますが、日本の小中学校への体験入学が日本文化に親しむよい機会となり、有意義な体験となることを心より望んでおります。

1　体験入学の期間について

① 令和４年５月から翌年の令和５年２月までの期間とします。

② １回の体験につき、原則１週間以上１か月以内とします。
※学校の行事等によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

2　体験入学開始までの手続きについて

① 義務教育課への連絡
義務教育課へ電話、メールにて連絡してください。その際、学校へも情報提供いたします。

② 体験入学の申請
本人が帰国後、パスポートを持参の上、義務教育課にて「体験入学許可願」及び「学校給食申出書」の提出を行ってください。
義務教育課より「体験入学通知書」を発行いたします。

③ 学校長との面接
指定された日時に本人、保護者で学校へ行き、面接を受けてください。その際に「体験入学通知書」「体験入学申告書」を学校へ提出してください。

④ 体験入学開始

3　その他

・学校での事故に対応するため、日本スポーツ振興センターへの保険加入をお願いいたします。（掛金９２０円）
・体験入学の期間に関わらず、教科書の給与はありません。ご希望の方は学校で購入することができます。
・給食は、原則として、主食・おかず・牛乳がセットになった完全給食となります。
※アレルギー等がある場合は、事前にお申し出ください。給食の提供が難しい場合があります。
・原則として、一度申し込みされた給食のキャンセルはできません。
・給食費（小学校２６３円／食・中学校３３９円／食）は、滞在先へ「納付書」を郵送いたしますので、コンビニエンスストア・金融機関等でお支払いをお願いいたします。
・教材費等の学校徴収金は、実費をご負担いただきます。